

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領

- 全国各地において、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、高齢者施設においては、引き続き新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。
- また、感染者発生時の対応力の強化が重要であり、このためには、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションを事前に行っておくことも有用です。
- 高齢者施設における平時の対応等については、4月7日付事務連絡、6月30日付事務連絡等で示しているところですが、普段からの感染対策やシミュレーションの具体的なポイントを次ページ以降に示しますので、これらのポイントも参考にシミュレーション等を行うなど、8月中旬を目処に、各施設において感染対策に係る自主点検を行っていただけますようお願いいたします。

(注) 4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>
6月30日付事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000645252.pdf>

- 自主点検の結果は、添付様式の自主点検チェックリストにチェックし、記入した自主点検チェックリストを 8月24日(月)までに、本実施要領が送られてきた自治体まで提出してください。

※添付様式をエクセルファイルにて提出する場合は、自治体への送付とは別に、下記メールアドレスにも送付してください。

【送付先】厚生労働省老健局 自主点検担当

メールアドレス：roukenshisetsu@mhlw.go.jp

厚生労働省にメールで提出いただく際、

- ・ファイル名は「自主点検チェックシート (●●)」※●●は施設名称
- ・メールの件名は、「自主点検チェックシート」としてください。

- 本点検は、各施設における自主的な取組を促すことを目的としております。各施設・職員の方々の新型コロナウイルス感染症対策に係る意識をさらに高めることにつながることを期待しています。

感染対策やシミュレーションの具体的なポイント（自主点検用）
（※ポイントの番号は、別紙様式のチェックリストの番号に対応しています。）

1) 感染症対応力向上

①手指消毒の励行、定期的な換気

- ・ 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防策として、手指消毒、定期的な換気が重要。
- ・ 換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効。熱中症予防のためにはエアコンや扇風機等の活用が有効であるが、冷房時でもこまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換える必要がある。

②職員の日々の健康管理

- ・ 出勤前の体温計測。
- ・ 発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことの徹底。
- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、帰国者・接触者相談センター、主治医、地域の相談窓口等に相談。
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。

③入所者の日々の健康管理

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。

④防護具の着脱方法の確認

- ・ マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等の着脱方法について、⑥の動画等により確認する。
- ・ 確認のためには実際に着脱を行うことが望ましい。

⑤清掃など自施設の環境整備

- ・ サービス提供に当たって清掃を徹底する。
- ・ 消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒薬の適切な使用方法を確認しておく。

⑥動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等の視聴

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得

できるよう、感染対策のポイントについての動画が掲載されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

- ・ これら「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」の視聴や、その他の動画視聴により、感染症対応力向上を図る。

⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

- ・ 本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記 URL 資料も参考にしつつ、本アプリの活用について職員に周知を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>

2) 物資の確保

⑧在庫量と使用量・必要量の確認

- ・ 各物資の在庫量を確認する。
- ・ 普段の物資の必要量を確認する。
- ・ 濃厚接触者への対応等を踏まえた必要量の想定を行い、感染者発生時に物資が不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるように備えておくことも有用。

⑨一定量の備蓄

- ・ 都道府県等に要望を行っても実際に届くまでには時間がかかることも考えられ、普段から数日分は備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 濃厚接触者への対応等により、使用量の増加が見込まれるため、備蓄状況を誰が把握し、どこに要望するかを確認しておく。

3) 関係者の連絡先の確認

⑩感染対策に係る関係者の連絡先の確認

- ・ 平時より、管轄の保健所その他、関係者の連絡先を確認し、わかりやすくまとめておく。

(例)

検査関係：帰国者・接触者相談センター、協力医療機関、地域の相談窓口 等

物資関係：都道府県の物資担当部局 等

応援職員関係：法人内関係事業所、都道府県の介護保険施設等関係団体、都道府県の応援職員派遣担当部局 等

兼務関係：兼務先事業所 等

4) 感染者発生時のシミュレーション

⑪個室管理、生活空間の区分け

- ・ 以下の留意点、参考動画等を参照しつつ、施設の構造、入所者の特性を考慮して、どこまで対応可能か検討する。

※対応できる範囲は施設の構造等によって様々であり、基本的な考え方（区域を分けることが感染拡大防止のために重要であること、それぞれの区域がわかるようにすることが重要であること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）に入る際は必要な防護具を装着した上で活動すること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）を出る前に決められた場所で防護具を脱ぐこと、等）を各職員が意識することが重要。

※感染者発生時には保健所等の指示を踏まえ対応する。

<留意点等>

- ◇ 濃厚接触者については、原則として個室に移動する。
- ◇ 濃厚接触者が有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- ◇ 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ◇ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分ける。
- ◇ 濃厚接触者等やその居室が判別できるように工夫する。
- ◇ 居室からの出入りの際に、濃厚接触者等及びその他の入所者が接することがないようにする。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等に特段の注意を払う。
- ◇ 参考動画（区分けに関しては動画の5:13から）

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

⑫勤務体制の変更、人員確保

- ・ 高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員の不足が生じたケースがある。
- ・ このような場合、勤務体制の変更、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員派遣、関係団体や近隣施設からの応援等により対応が行われた。
- ・ 施設内の職員数に余裕がある場合は、業務シフトの変更が考えられる。
- ・ 難しい場合は、同一法人内からの応援での対応が考えられる。
- ・ さらに人材が不足する場合は、関係団体や都道府県に応援職員派遣の要請を行うことが考えられる。

- ・ 仮に何名かが感染者（又は濃厚接触者）となった場合、どのような対応が考えられるか、事前に検討を行う。

⑬検体採取場所の検討

- ・ 感染者が発生した施設において、入所者の状態等により受診が困難な場合等においては、保健所等が施設に赴いて検体採取を行う場合も考えられる。
- ・ そのような場合に備え、検体採取が行われる場所について、以下の観点も踏まえ事前に検討しておく。
 - ◇ 当該場所までの入所者の移動について、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り導線が分けられていること。
 - ◇ 検体を採取する場所は十分な換気及び適切な消毒を行うこと。

5) 情報共有

⑭⑮感染者発生時の対応方針の共有

- ・ 感染者が発生した場合、人員や物資をどのように確保するか、濃厚接触者やその他の入所者へどのようにケアを行うかなど、事前に入所者、家族、協力医療機関等と共有しておく。